

議案第 1 2 号

白岡市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

白岡市こども医療費支給に関する条例（昭和 4 8 年白岡町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「主たる生計維持者」を「もの」に改め、同条第 3 号中「受給資格者」とは」の次に「、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している主たる生計維持者であり、日本国内に住所を有するもので」を加え、「保護者」を「もの」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(7) 「現物給付」とは、対象者が、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 6 3 条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市長が対象者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

第 3 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(7) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

(8) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条の規定による就学義務の猶予に係る者のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と市長が認めたもの

第 4 条中「保護者」を「受給資格者」に改める。

第 5 条第 1 項中「対象となるこどもの保護者」を「受給資格者」に改め、同条第 2 項中「市」を「市長」に改め、「保護者」を「規則の定めるところにより、受給資格者」に改め、同条第 3 項中「対象となるこどもの保護者」を「受給資格者」に改める。

第 6 条第 2 項中「保護者」の次に「であり、かつ、その主たる生計維持者」を加え、同条第 4 項中「第 2 項及び第 3 項」を「前 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

こども医療費支給事業について、県内現物給付が開始されたことにより、受給資格者等の定義規定を追加するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。